

地方創生加速化交付金について

(平成 28 年 1 月 21 日付け「地方創生加速化交付金の運用について」等から抜粋)

企画振興部市町村課

1 基本的な考え方

- 「希望を生み出す強い経済」を実現するため、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、創設。
- 地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い分野を主な対象。
- 各事業毎に、KPI を設定、PDCA サイクルを整備。事業終了後に、外部有識者等も含め効果検証、その結果の公表と国への報告。

2 平成 27 年度補正予算額、補助率 1,000 億円、10/10

3 支援対象

対象事業及び基準	<p>(イ) 事業分野 「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」など、総合戦略に位置づけられた事業であって、地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い分野を対象</p> <p>(ロ) 事業の仕組み 客観的なデータ（地域経済分析システム（RESAS）の活用など）やこれまでの類似事業の実績評価に基づく事業設計、ほか3項目を全て備える</p> <p>(ハ) 先駆性 事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組であること等 ①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、 ⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、 ⑦国の総合戦略における政策5原則等</p> <p>②～④のうち2つ以上の要素について実施計画に明記すること</p>
対象事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業を中心とするが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は対象 ・備品購入については、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれる場合には対象
申請事業数 (1市町村あたり)	<p>2事業までを目安</p> <p>※複数の地方公共団体が広域にわたり連携し、同一事業を実施する地域間連携の場合は、この限りでない</p>

交付額上限 (1市町村あたり)	4~8 千万円を目安
実施計画提出期限	平成 28 年 2 月 17 日 (水) 【県への提出期限：平成 28 年 2 月 15 日 (月)】
交付決定	3 月中下旬を目途

本計画は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で実施する。この期間中に、本計画に基づき、各自治体において、本計画の推進を図る。また、本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。

本計画は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で実施する。この期間中に、本計画に基づき、各自治体において、本計画の推進を図る。また、本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。	本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。
本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。	本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。
本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。	本計画の推進を図るため、関係機関と連携し、共同で取り組む。

新型交付金（地方創生推進交付金）について

（平成28年1月14日付け「新型交付金の取扱い（案）について」から抜粋）

企画振興部市町村課

1 基本的な考え方

- 地方版総合戦略に位置づけられた、自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。
- 各事業毎に、KPIを設定、PDCAサイクルを整備。事業年度毎に、外部有識者等も含め効果検証、その結果の公表と国への報告。
- 地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付。

2 平成28年度予算額 1,000億円（事業費ベース2,000億円程度）

3 支援対象（先導的な事業：3タイプ）

	先駆タイプ	横展開タイプ	隘路打開タイプ
対象事業 及び基準	(イ) 事業分野 「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」など、総合戦略に位置づけられた事業全般を対象 (ロ) 事業の仕組み 客観的なデータ（地域経済分析システム（RESAS）の活用など）やこれまでの類似事業の実績評価に基づく事業設計、ほか3項目を全て備える		
	(ハ) 先駆性 事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組であること等 （①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、 ⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、 ⑦国の総合戦略における政策5原則等）		(ハ) 隘路の発見と打開のプロセス PDCAによる検証を実施しその結果として、KPIの達成に向けて既存の取組や制度上の隘路を発見し、それを打開するために新規事業に取り組もうとするもの
	原則として、①～④の要素が全て含まれること	①に加え、②～④のうち少なくとも2つの要素が含まれること	
事業計画期間 (地域再生計画)	5か年度以内	3か年度以内	

	先駆タイプ	横展開タイプ	隘路打開タイプ
交付金額 (1市町村あたり)	1 事業あたり国費 1 億円 (事業費ベース 2 億円)を 上限の目安	1 事業あたり国費 2,500 万円(事業費ベース 5,000 万円) を上限の目安	
申請事業数 (1市町村あたり)	2 事業までを目安 ※3 つのタイプにどのように申請するかは各地方公共団体の自由		
ハード事業 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業を中心とするが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は対象 ・備品購入については、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれる場合には対象 		
地方負担に 対する地方 財政措置	<p>【ソフト事業】 5 割は、標準的な経費として普通交付税により、残りの 5 割については、事業費に応じて特別交付税により措置</p> <p>【ハード事業】 地方債の対象となり、充当率は 90%、交付税措置率は 30% (道、汚水処理施設、港の整備事業については、公共事業等債の対象)</p>		
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画認定申請及び交付金申請を受け付け、外部有識者等による審査を経て、交付決定 ・28 年度の前半と後半の 2 回に分けて、地域再生計画の認定及び本交付金の交付決定を行うことも検討 		